

四十三石九斗一升、麥百八十九石七斗六升五合有之、島御圍に申付候處、延享四年、諸作損毛、不漁相續、島中夫食に差詰り、右の圍米、寛延元年辰夏迄、不殘拜借候得共、其節又候損毛にて、別段之夫食いたし、拜借被仰付候。

右御圍米、麥代金三百八十五兩三分、永百六十四文三分、返納之儀、寛延二巳年私支配に被仰付、吟味仕候處、巳亥まで七ヶ年賦、一ヶ年に金五十五兩、永百三十一文二分づ、返納、尤前々之通返納金を以、米麥相調、島御圍穀無之候ては、外島と違渡海無之遠島、ことには、再圍と夫食に難儀仕候間、伺之上、御下知相濟、巳未迄三ヶ年分調遣候米麥、當時圍穀書面之通に御座候。

八丈枝島

小島一里程、四方江戸より海上凡二百里程

一家數五十二軒、人數男百七十七人、女百八十一人、牛馬なし、外に流人三人、

正一位八郎大明神、神主菊池壹岐、寺無、御座候、八丈島兩寺旦那に御座候、

一此島御年貢、紬五十七反、毎年定納仕候、

一圍米無之、尤急難之節は、八丈島御圍穀貸渡申候、

一此島田方無之、畑計有之、麥、粟、稗、芋、あした草、大豆、小豆、大根、菜作り、夫食に仕候、

一此島男は、畑作之間は、漁事仕、其外山海之稼を致、女は、蠶を飼、御用織物并賣紬、すゝし等、八丈に

同じ織出し、渡世仕候、

一漁船六艘、御座候、一艘ハ中船、五艘ハ小船

一流人、渡世之儀は、親類を見繼無之者は、百姓之手傳致、渡世仕候、

八丈島附